

和歌山県農業農村振興委員会 日本型直接支払推進部会 (中山間地域等直接支払事業)

棚田地域振興活動加算について

令和4年3月22日

和歌山県 農林水産部 里地・里山振興室

棚田地域振興活動加算

第5期対策では、棚田地域振興法に定める「認定棚田地域振興活動計画」に基づき、棚田地域の振興活動を行う集落協定を支援。

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
※ 超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価： 10,000円/10a（田、畑）

上限額： なし

取組期間： 1～5年

目標設定： ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々について、定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。
その目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

・棚田地域振興活動加算は、「認定棚田地域振興活動計画」の目標と整合が図られるものであり、第三者機関による意見聴取を行う必要がある。

※中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 第8-2-(2)

棚田振興法の概要

3

(目的)

この法律は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的としています。これにより、棚田地域の持続的発展と国民生活の安定向上を目指すものです。(法第1条)

(基本理念)

この法律において、棚田地域の振興は、棚田の保全のみにとどまらず、棚田地域への定住や棚田地域と国内外の地域との交流を促進して行うことが大事だとされています。また、棚田地域の振興のための施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長と多様な主体の連携・協力を促進するものである必要があることを定めています。

(法第3条)

「棚田地域振興法」のスキーム

「指定棚田地域」の指定の申請

指定棚田地域は、旧市町村の区域の単位で、地元意向等を勘案して都道府県が申請し、国が基準に照らして指定します。
要件：勾配1/20以上の一団の棚田の面積が1ha以上あること

「指定棚田地域振興協議会」の設立

市町村が中心となり、協議会の構成員となり得る多様な主体の参画により協議会を設立。協議会の構成員には、県として振興局が参画

「指定棚田地域振興活動計画」の策定・認定の申請

①棚田等の保全、②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮、③棚田を核とした棚田地域の振興の3つの観点で、具体的な目標と、活動の内容を定める。

棚田地域振興活動加算の目標との整合性を定める。

棚田地域振興法

4

【指定棚田地域の指定】

令和 元年12月27日 有田川町旧八幡村、那智勝浦町旧色川村、

橋本市旧紀見村、**紀美野町旧小川村**

令和 2年 4月 9日 有田川町旧安諦村



有田川町 旧八幡村



那智勝浦町 旧色川村



橋本市 旧紀見村



紀美野町 旧小川村



有田川町 旧安諦村(あでむら)

【指定棚田地域振興活動計画の認定状況】

令和 2年8月 31日

有田川町 旧八幡村 3計画 (上湯・あらぎ島の棚田、沼の棚田、久野原の棚田)

旧安諦村 2計画 (沼谷の棚田、杉野原の棚田)

那智勝浦町旧色川村 (口色川、大野、田垣内、小阪、南平野、熊瀬川の棚田)

令和 2年9月 31日 橋本市 旧紀見村 (芋谷の棚田)

令和 3年5月 26日 **紀美野町 旧小川村 (中田の棚田)**

協議会（活動計画）と集落協定の関係

5

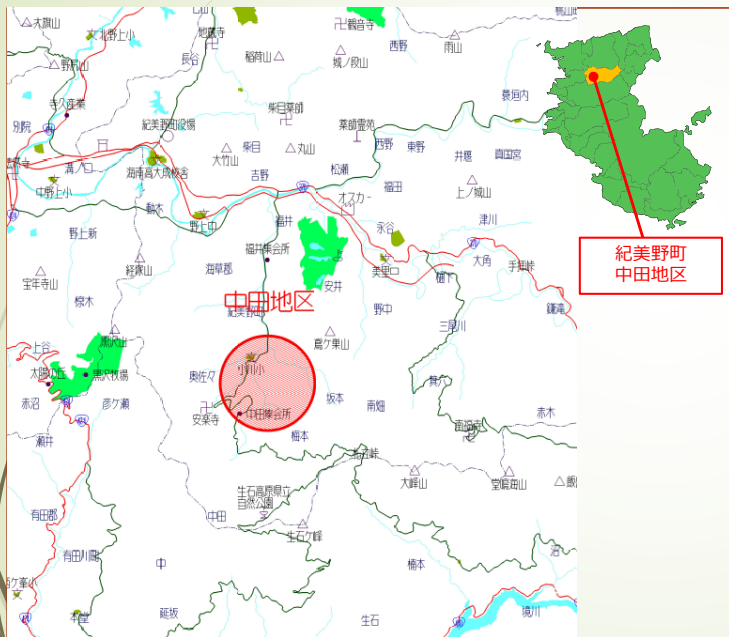
指定棚田地域	棚田	保全を図る棚田の面積 (ha)	協議会	指定棚田地域振興活動計画	中山間地域等直接支払集落協定
橋本市 旧紀見村地域	芋谷の棚田	6.5	柱本地域棚田協議会	大臣認定済	柱本001集落協定
有田川町 旧八幡村地域	上湯・あらぎ島	18.8	上湯・あらぎ島の棚田地域振興協議会	大臣認定済	清水－上湯集落協定
	沼の棚田	41.4	沼の棚田・段々畑地域振興協議会	大臣認定済	沼集落協定
	久野原の棚田	32.7	久野原の棚田地域振興協議会	大臣認定済	久野原－東西集落協定 久野原－戸川集落協定 久野原－つづら集落協定
有田川町 旧安諦村地域	沼谷の棚田	10.8	沼谷の棚田地域振興協議会	大臣認定済	沼谷集落協定
有田川町 旧安諦村地域	杉野原の棚田	16.1	杉野原の棚田地域振興協議会	大臣認定済	杉野原集落協定
那智勝浦町 旧色川村地域	口色川、大野、田垣内、小阪、南平野、熊瀬川の棚田	38.2	色川棚田地域振興協議会	大臣認定済	色川集落協定
紀美野町 旧小川村地域	中田の棚田	9.3	小川地域棚田振興協議会	大臣認定済	中田地域保全会

棚田振興活動加算の取組

6

中田地域保全会
海草振興局

地区の概要



● 集落協定の概要

- 実施区域の農用地 15.29ha
田：2.25ha 畑：13.04ha
- 構成員：農業者19名

● 認定棚田地域振興活動計画の概要

- 保全を図る棚田等：中田の棚田
- 保全面積：9ha
- 構成員：非農業者及び農業者、中田地域保全会、紀美野町、海草振興局 他
- 活動の目標

高齢化により50戸あった耕作農家が3戸となり、耕作放棄地が増加する中、「美しい棚田の自然と農業文化を次世代に残したい」という思いを持った地域外住民や非農家を中心に中田の棚田再生プロジェクトを立ち上げ、「中田の棚田」を再生・保全し、新たな観光・交流拠点としての活用を目指し取り組む

認定棚田地域振興活動計画の活動目標と取組

● 認定棚田地域振興活動計画の活動目標

➢ ①棚田等の保全

- ・耕作放棄地の防止・削減

令和6年度までに中田の棚田における耕作放棄率を45%から30%に減少させる。

・担い手の確保

令和6年度までに中田の棚田の保全に取り組む人数を30人から50人に増加させる。

・生産性・付加価値の向上

令和6年度までに中田の棚田で自動草刈り機やドローンを1台導入する。

令和6年度までに中田の棚田における崩落部分を改修し、生産基盤の整備をする。

・土木遺産の保全・活用

令和6年度までに竜王水(大溝)の清掃や水路の補修を進め、棚田への用水を確保する。

● 棚田振興協議会の取組

➢ ①棚田等の保全

- ・耕作放棄地の防止・削減

ボランティア等を活用し、維持管理を行うと共に耕作放棄地を減少させる。

・生産性・付加価値の向上

自動草刈機やドローンによる肥料散布などスマート農業の推進。

石積み畦畔や植生など景観に配慮した基盤整備を推進。

・土木遺産の保全・活用

土木遺産である竜王水の水路補修や清掃により棚田への用水安定供給を確保する。

・担い手の確保

令和6年度までに保全に取り組む人数を30人から50人に増加させ、耕作放棄地を復旧し、作付面積を増やすことで生産性向上を図る。

中山間地域等直接支払の取組（加算目標）

認定棚田地域振興活動計画の活動目標と取組

● 認定棚田地域振興活動計画の活動目標

➤ ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和6年度までに棚田米の生産量を2.6tから6tに増加させる。

・自然環境の保全・活用

令和6年度までに中田の棚田で環境保全型の農業（無農薬栽培の米づくり）を1ha実施する。

中田の棚田で小中学生に向けた自然ふれあいイベント（自然観察/里山ウォーキング等）やエコツーリズムの取組を年間6回開催し、年間120人の参加者を確保する。

令和6年度までに中田の棚田における対象区域の周辺に獣害対策用の侵入防護柵2.7kmを設置する。

令和6年度までに豊富な水資源を活用した水車を設置する。

・良好な景観の形成

令和6年度までに中田の棚田にブドウハゼを20本、棕櫚を20本植栽する。

令和6年度までに中田の棚田における石積み再生を200m²実施する。

・伝統文化の継承

中田の棚田で梅中傘踊り等のイベントを年間4回開催し、年間200人の来訪者を誘客する。

● 棚田振興協議会の取組

➤ ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給促進

竜王水の歴史を活かした棚田米のブランド化と直売所等により販路の拡大。

・自然環境の保全・活用

無農薬栽培や自然ふれあいイベント（自然観察等）の実施により自然環境の保全・関係人口の創出・拡大を図る。

・良好な景観の形成

石積み等の工法を用いた棚田の復旧を実施するなど、良好な景観を確保。

・伝統文化の継承

梅中傘踊りなどのイベントを開催し、伝統文化の継承を図る。

・良好な景観の形成

令和6年度までにブドウハゼ20本、棕櫚20本を植栽し棚田の良好な景観形成を図り、ウォーキングイベント等の実施を行う。

中山間地域等直接支払の取組（加算目標）

認定棚田地域振興活動計画の活動目標と取組

● 認定棚田地域振興活動計画の活動目標

➤ ③棚田の核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田における都市農村交流体験イベントを年間6回開催し、年間180人の参加者を確保する。

令和6年度までに小川の棚田地域における移住・定住者を8人から20人に増加させる。

令和6年度までに中田の棚田周辺に棚田保全活動の拠点を整備する。

・棚田を観光資源とした地域振興

棚田のライトアップイベントを年間1ヶ月間開催し、500人の来訪者を誘客する。

令和6年度までに棚田の周辺にトイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所/ジップラインを整備し、年間4万人の観光客を誘客する。

令和6年度までに小川の棚田地域における農泊の取組数を1軒から3軒に増加させ、年間360人の宿泊者を確保する。

令和6年度までに小川の棚田地域において、5軒の空家/古民家を再生・活用する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和6年度までに孟宗竹を原料としたメンマ（加工品）の販売量を80kgから200kgに増加させる。

● 棚田振興協議会の取組

➤ ③棚田の核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

都市農村交流体験イベントを実施するとともにSNSなどにより次回イベントへの参加を促し、関係人口の創出・拡大を図る。県内外の棚田地域との情報交換や連携により、来訪者の増加につなげる。

・棚田を観光資源とした地域振興

棚田のライトアップイベントの開催やトイレや駐車場の整備を通じて観光客の誘客する。農家カフェの整備するなど観光で稼げる仕組みを構築する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

メンマの開発・製造・販売に取り組む。また、棚田米とともに直売所等での販売を拡大する。

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに棚田周辺に、保全活動にかかわるサポーターの拠点として現場発生材を活用したベンチやテーブル等の休憩施設を整備し、コミュニティ強化を図る。

中山間地域等直接支払の取組（加算目標）

令和3年度の取組状況



① 棚田等の保全

- 保全に取り組む人数を30人から50人に増加させる

テレビ取材やHP・SNSを通じ積極的にPRを実施したことにより、棚田保全に取り組む人数が、約10名増加。今後も積極的にPRを実施し取組人数の増加を目指す。



② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ブドウハゼ20本、棕櫚20本を植栽する

ブドウハゼ、棕櫚の苗木を一部準備栽培可能な棚田では作付けをする予定のため、不作付け地となった箇所を景観エリアとする予定



③ 棚田の核とした棚田地域の振興

- 現場発生材を活用したベンチやテーブル等の休憩施設を整備する

棚田内の支障木を利用し、テーブル1個を設置した。今後、各種イベントや、作業等における来場者の増加等を想定し、状況や規模に応じた休憩施設を整備する予定

令和3年度の取組状況



- その他の取組
 - ・ 棚田・段々畑を核とした地域活性化シンポジウムの開催

棚田の保全や取組の方向性など事例紹介や有識者との意見交換により考えることを目的として、紀美野町で開催。現地見学会では中田の棚田を散策しながら歴史や伝統芸能を紹介。



- その他の取組
 - ・ 田植え・稲刈り体験
 - ・ 野菜の植付け、芋ほり体験

現在、棚田で耕作する米・小麦、野菜などを季節に応じて棚田の保全活動参加者と体験イベントを絡めながら実施



- その他の取組
 - ・ 草刈り王決定戦

チーム対抗で草刈りの美しさを競いながら棚田の保全を実施し、棚田の魅力をPR



- その他の取組
 - ・ 棚田deCAMP
 棚田の魅力を知ってもらうために案山子づくりキャンプファイヤーなどをしながらキャンプを実施
 - ・ 棚田deマルシェ
 中田の棚田で協議会と直売所・農産加工品に取り組んでいる団体等が出店してマルシェを開催